

普通預金規定

1. (本人確認)

- (1) この預金取引にあたっては、別途当社が定める書類、手続等により本人確認(法令にもとづく本人確認に加え、預金者の資産・収入の状況、地位・役職、資金源等の当社が必要と判断した事項の確認を含みます。)を行います。
- (2) この預金口座のご利用にあたって、当社が必要と判断した場合、当社は、預金者または預金取引に関して当社が指定する証明書類の提出(本人確認書類等の再提出を含みます。)または情報の提供(以下総称して「情報の提供等」といいます。)を求めることがあります。

2. (取引内容の通知)

この預金については、通帳および取引証の発行を省略し、月中の取引内容を「普通預金照合表」により翌月初に通知します。ただし、特に希望があるときは随時通知します。

3. (取扱店の範囲)

この預金は、当社本店のみで取扱います。

3の2. (普通預金照合表の保管)

この預金の取引明細は、「普通預金照合表」に記載して交付しますので、別に交付した「お取引明細書兼照合表ファイル」にとじ込んで保管してください。

4. (預入期間)

この預金の預入期間の定めは、ないものとします。

5. (預金の受入れ)

- (1) この預金へは、随時預入を可能とし、預入金額は、1円以上、1円単位とします。
- (2) この預金口座では、現金のみを受入れます。手形、小切手、配当金領収書その他の証券は受入れることができません。

6. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座への振込が法令や公序良俗に反する行為にもとづくものである場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合は、振込金の受入れをお断りする場合があります。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消

通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

7. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、提出してください。
- (2) 同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。
- (3) この預金は、随時払戻しを可能とし、払戻金額は、1円以上、1円単位とします。

8. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当社所定の日に店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算(1年を365日とする日割計算)のうえ、この預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更します。

9. (税金)

(1) 個人のお客様

20.315%(国税15.315%(うち復興特別所得税0.315%。2013年1月1日より2037年12月31日まで支払をする利息に課されます。)、地方税5%)の源泉分離課税となります。なお、少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはありません。

(2) 法人のお客様

総合課税となります(ただし、国税15.315%(うち復興特別所得税0.315%。2013年1月1日より2037年12月31日まで支払をする利息に課されます。)を源泉徴収します。なお、非課税法人の場合は非課税となります)。

10. (手数料)

口座管理手数料、サービス利用料(振込手数料を除きます。)は発生しないものとします。

11. (印章の紛失、届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、

当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

13. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

14. (譲渡、質入の禁止)

この預金は、譲渡または質入することはできません。

15. (反社会的勢力等との取引拒絶)

この預金口座は、次条第1号に定める暴力団員等、同号AからE、および第17条第3号に定める経済制裁対象者のいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらに該当する場合には、当社はこの預金取引をお断りするものとします。

16. (反社会的勢力ではないことの表明確約)

預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知により

この預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。

- ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

17. (マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの表明確約)

預金者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を確約いただきます。

- ① この預金口座の利用にあたって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める犯罪による収益(以下「犯罪収益」といいます。)の預入を行わないこと。
- ② マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の目的を持って、この預金口座の利用を行わないこと。
- ③ 日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、この預金口座を利用して、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引その他経済制裁に抵触する取引を行わないこと。

18. (取引の制限等)

- (1) 当社は、第1条第2項にもとづき、当社が必要と判断し、預金者または預金取引に関する情報の提供等を求めたにもかかわらず、当社が定める期日までに、この情報の提供等が十分に行われないう場合、当社はこの預金取引の全部または一部を停止する場合があります。
- (2) 当社所定の期間、預金者による利用がない場合、当社は預金取引の全部または一部を停止することがあります。預金取引の停止を解除するにあたっては、当社は改めて本人確認などの追加的措置を行う場合があります。

19. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当社所定の手続にもとづいて申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、本項にもとづく預金口座の解約により、預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社は何らの責任を負いません。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第14条に違反した場合
 - ③この預金の預金者またはその代理人が第17条

各号の一にでも違反した場合

- ④第18条第1項にもとづき、この預金取引の全部が停止された場合
- ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥この預金が犯罪収益の隠匿もしくは収受等に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合

- (3) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当社に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

20. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

21. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

22. (預金保険制度)

この預金については、預金者一人当たり、一金融機関ごとに元本 1,000 万円までとその利息等が預金保険で保護されるものとします。なお、1,000 万円を超える部分および保険対象外の預金並びにこれらの利息等であっても、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われることがあるものとします。

23. (指定紛争解決機関)

指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会

(連絡先は当社ホームページに掲示します。)とします。

24. (準拠法、裁判管轄権)

この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

25. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022年10月31日現在)